



様式第10号 (第17条関係)

一般廃棄物処理業許可証

所在地 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1
名称 株式会社 イワフチ
代表者 代表取締役 岩淵慶太

令和8年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則第17条の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年2月13日

嬉野市長 山口 卓七



記

一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（し尿を除く）
器具、器材の種類及び数量	パッカー車4台、キャブオーバ1台
作業区域	嬉野市内全域
許可期限	令和8年 2月17日から 令和10年 2月16日まで
許可条件	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令並びに嬉野市一般廃棄物処理基本計画及び下記の条件を遵守すること。違反した場合又は嬉野市の指示に従わない場合は、許可を取り消す。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務は一般廃棄物の収集、運搬に限ること。・ 収集した一般廃棄物（再資源化・再生利用ができるもの（以下「資源ごみ」という。）を除く。）は、さが西部クリーンセンターに搬入し、処分すること。・ 収集した一般廃棄物のうち資源ごみは再資源化・再生利用すること。・ 許可した従業員及び施設・器具・器材以外を収集運搬に使用しないこと。・ 排出事業所に対して、ごみの減量化、分別、適正処理の指導に努めること。